

●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行う際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によって異なります。具体的には下表のとおりです。

ボイラー整備士免許（免許試験合格後の免許申請）

	要 件	具体的な書類	【注】
1	ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験を有する者 ※ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習を修了した者が、自己の取り扱うボイラーの整備の業務又は整備の補助の業務を自ら行っている場合には、取扱経験1年を2か月に換算	<input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本） <input type="radio"/> 換算する場合は、ボイラー取扱技能講習修了証等の写（原本確認されたもの）	(2) (3)
2	第一種圧力容器（小型圧力容器及び小規模第一種圧力容器を除く。）の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験を有する者 ※ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習を修了した者が、自己の取り扱う第一種圧力容器の整備の業務又は整備の補助の業務を自ら行っている場合には、取扱経験1年を2か月に換算	<input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本） <input type="radio"/> 換算する場合は、ボイラー取扱技能講習修了証等の写（原本確認されたもの）	(2) (3)
3	小規模ボイラーの整備の業務に6か月以上従事した経験を有する者	<input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本）	(3)
4	小規模第一種圧力容器の整備の業務に6か月以上従事した経験を有する者	<input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本）	(3)
5	普通課程の普通職業訓練（設備管理・運転系ボイラー運転科）を修了した者（通信による訓練を除く。）	<input type="radio"/> 修了証の写（原本確認されたもの）	(1) (2)
6	短期課程の普通職業訓練（ボイラー運転科）を修了した者（通信による訓練を除く。）	<input type="radio"/> 修了証の写（原本確認されたもの）	(1) (2)

- 【注】 ① 免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書されていれば、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。（上記5, 6関係）
 ② 「原本確認」は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にて行っております。
 ③ 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にて入手できます。
 （URL : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei22/>）
 ※ 上記のほか、平成24年3月31日までに受験資格があることを証明する書類として安全衛生技術センターに提出済であれば、免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書され、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。